

相談支援の充実:

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するには...

サービス等利用計画 (または 障害児支援利用計画)

の作成が必ず必要になります

平成24年4月の法改正により、居宅介護などの障害福祉サービスを利用するときはサービス等利用計画を、児童発達支援など障害児通所支援を利用するときは障害児支援利用計画を作成することになりました。

平成28年4月以降に支給決定・更新する方は、相談支援事業者に計画を作成してもらうか、ご自身で計画を作成(=セルフプラン)する必要があります。計画を作成する相談支援事業所が決まらない方で、ご自身でセルフプランを作成することが難しい方は、身体・知的障がい者、障がい児は管轄の障がい援護課各援護係に、精神障がい者は管轄の各保健センターにご相談ください。

利用計画
って
何ですか？

障害福祉サービスを利用する障がい者や障がい児の、自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるものです。

計画を
作るのは
誰？

区が指定した指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者の相談支援専門員が作成します。事業者に代わり、障がい者本人や家族、支援者などの関係者が計画(セルフプラン)を作成することもできます。

計画は
必ず
必要？

すべてのサービス利用者が計画を作成するよう、法で定められています。相談支援事業者による計画作成またはセルフプランの作成が困難な場合、管轄の障がい援護課各援護係または各保健センターへご相談ください。

どんな
メリットが
あるの？

相談支援事業者から、適切なサービス利用の提案を受けることができます。また、本人のニーズに基づく計画により、本人中心の支援を受けることや、一つの計画に基づいて、各事業所から一体的な支援を受けることができます。

計画作成に
費用は
かかる？

利用者の方が費用を負担することはありません。計画を作成した相談支援事業者には、区から報酬が支払われます。セルフプランの場合、区から計画作成者に対する報酬の支払いはありません。

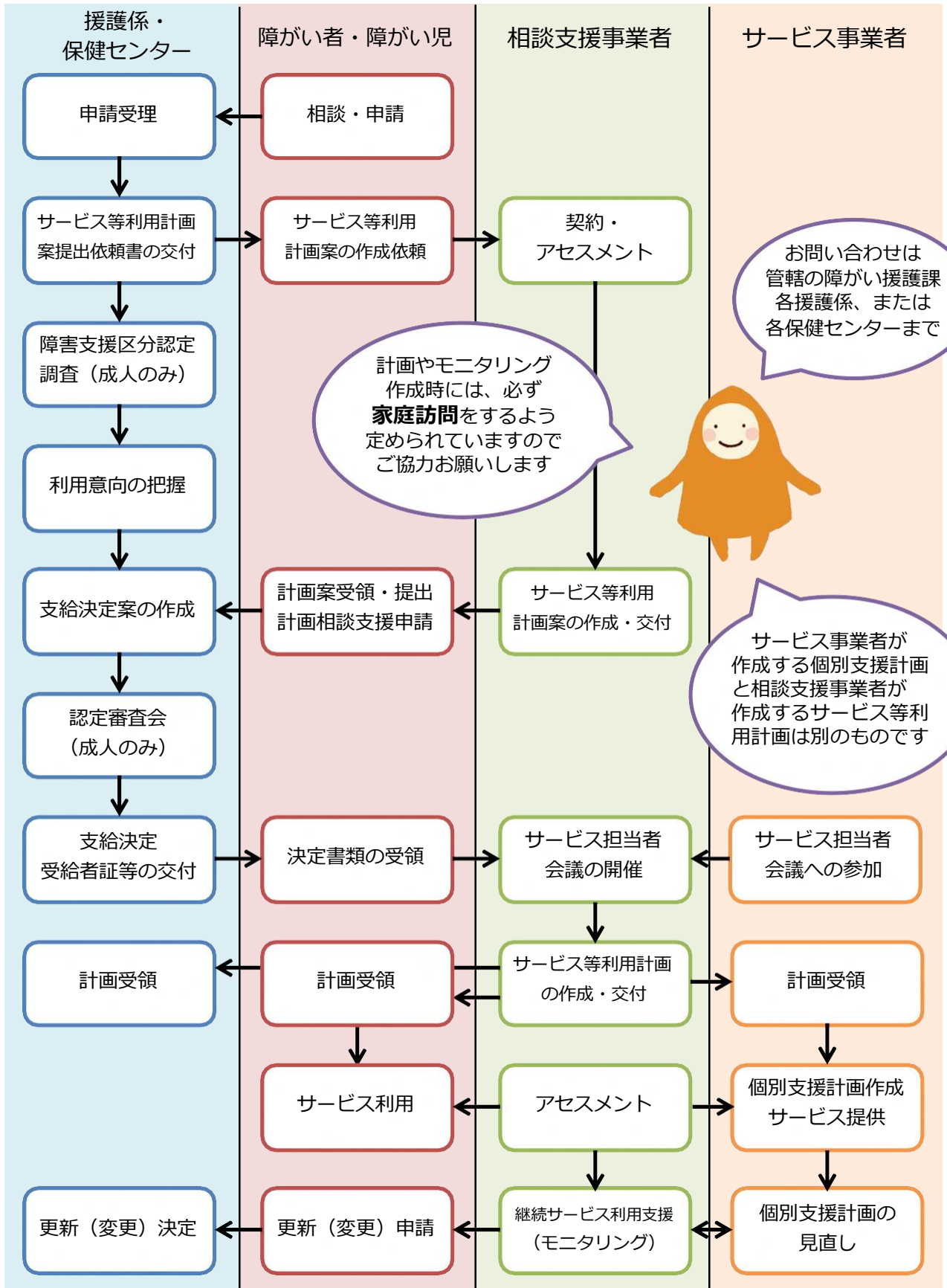
具体的にど
うすればい
い？

まずは「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」を持って指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者にご相談ください。サービス利用開始後には、定期的な計画見直し(モニタリング)もあります。

(セルフプランの場合、モニタリングは実施しません)

計画作成を含んだ

障害福祉サービス利用の流れ



* 障害児通所支援の場合は、上記図のサービス等利用計画を障害児支援利用計画に置き換えてください

* 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合、障害児支援利用計画のみ作成します